

建 技 第 3 9 5 号
平成 23 年 3 月 24 日

交通基盤部内各課長 様
交通基盤部出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交 通 基 盤 部 長

東北地方太平洋沖地震に伴う支援要請に係る工事等の中止命令について

標記については、平成23年3月17日付け建業第206号「東北地方太平洋沖地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について」にて通知しましたが、工事並びに業務（以下「工事等」という。）で現在実施中のものに関する工事中止命令に関し、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 工事の中止命令について

工事の一時中止命令は、静岡県建設工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）並びに静岡県業務委託契約約款（以下「業務契約約款」という。）に基づき実施しているが、各発注機関は、工事については工事契約約款第20条、また業務については業務契約約款第20条の規定の趣旨に沿って、次のとおり受注者に対する工事等の一時中止命令を適切に行うものとする。

○ 災害応急対策を優先して行うための工事等の一時中止命令

工事契約約款第20条第2項において、発注者が必要があると認めるときは、工事中止命令を行うことができるとされているが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、交通基盤部では被災地の甚大な被害と早期の復興活動への支援のため、工事の一時中止を行っても支障をきたさないものについて、請負者からの支援の意向があった場合は、工事の一時中止の指示を行うとともに、施工中の現場の保全、管理に万全を期すよう指導するものとする。

業務についても業務契約約款第20条第2項の規定に基づき、同様に扱うものとする。

なお、災害応急対応とは、東北地方太平洋沖地震の対応をいう。

2 その他

工事等の一時中止に伴う手続きは、「工事一時中止に係るガイドライン」に基づき実施するものとする。

担 当：交通基盤部建設支援局
技術管理課 積算班

電 話：054-221-2131